

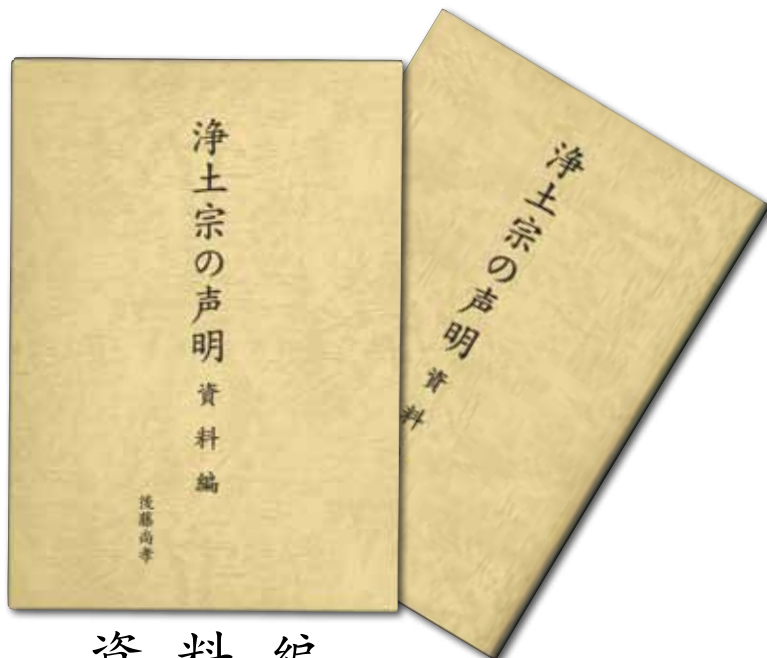
浄土宗の声明



概説研究編

後藤尚孝

(A4上製・252頁)



資料編

後藤尚孝

(A4上製・880頁)



70%表記

申し込み方法：浄土宗の声明三編セットです。三編の製作代と印刷代のみをいただきます。同封の振込用紙に楷書でご記入の上、代金をお送り下さい。送料はサービスさせていただきます。
ご入金確認後発送いたしますが、発送までに多少の日数がかかります。ご了承ください。

浄土宗 天然寺

〒113-0021 東京都文京区本駒込2丁目20番8号
TEL 03-3947-3998 FAX 03-3947-2301

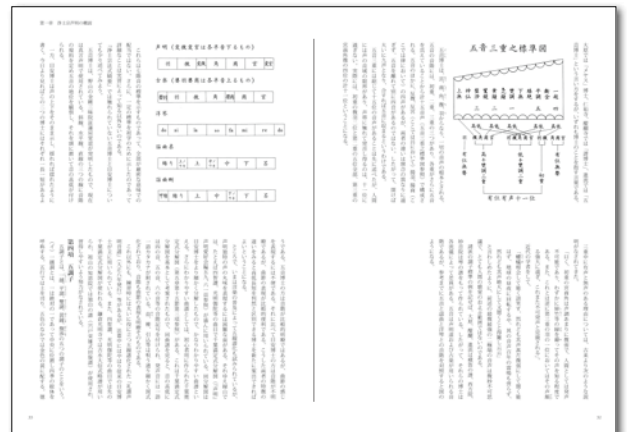
【概説研究編】

はじめに

浄土宗声明の研究序説

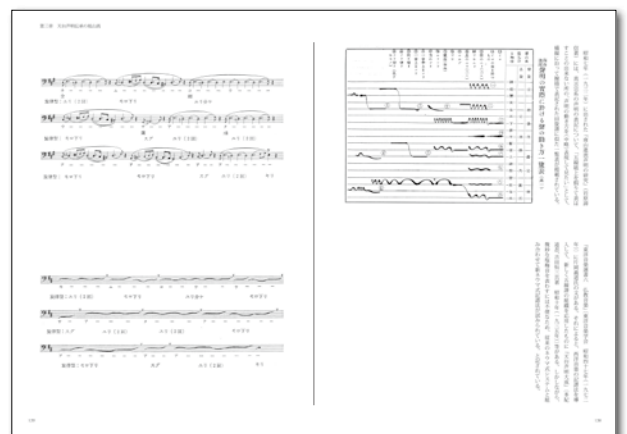
第一章 浄土宗声明の概説

- 第一節 声明の語源とその変遷
- 第二節 中国の声明
- 第三節 日本当初の声明
- 第四節 真言宗の声明
- 第五節 天台宗の声明
- 第六節 浄土宗の声明
- 第七節 引声の伝承について
- 第八節 声明の理論と実際
 - 第一項 四曲四由
 - 第二項 呂律
 - 第三項 五音博士
 - 第四項 五調子
 - 第五項 十二調子
 - 第六項 真言・天台・浄土声明の曲目
 - 第七項 声明の実際
 - 第八項 十二音階・十二律等の決め方早見表



第二章 声明研究の発端と問題の所在

- 第一節 福島和雄教授からの手紙
- 第二節 福島教授の指針と天和三年版
- 第三節 安養院所蔵の声明本を拝借
- 第四節 霊光寺所蔵の拝借本一覧
- 第五節 蟠龍寺太田正敬上人と面談
- 第六節 叡山文庫所蔵『声明本』の調査へ
- 第七節 縁山声明成立時の諸本における
 - 四箇法要恵隆声明本の比較
- 第八節 弘前図書館所蔵『声明本』の調査へ
- 第九節 大信寺所蔵『声明本』の調査へ
- 第十節 三康文化研究所図書館へ調査
- 第十一節 「縁山声明成立の視点と『暁鳥』声明論」
中村孝之上人述
- 第十二節 上野学園大学日本音楽史研究所へ三回目の訪問
- 第十三節 港区郷土資料館へ調査
- 第十四節 国会図書館へ調査
- 第十五節 金沢文庫へ調査
 - 第一項 金沢文庫へ調査に行くにあたって
 - 第二項 金沢文庫へ実地調査
- 第十六節 京都佛教大学図書館へ調査
- 第十七節 蓮門課誦より古い延宝二年版六時礼讃本の発見
- 第十八節 第二回霊光寺所蔵拝借本一覧
- 第十九節 大信寺中村孝之上人へ拝借本返却
- 第二十節 京都大学、大谷大学、檀王法林寺所蔵の礼讃本の調査
- 第二十一節 西本願寺、浄蓮華院、西大寺の調査
- 第二十二節 往生礼讃偈の諸本と音声面における諸説



第三章 天台声明伝承の祖山流

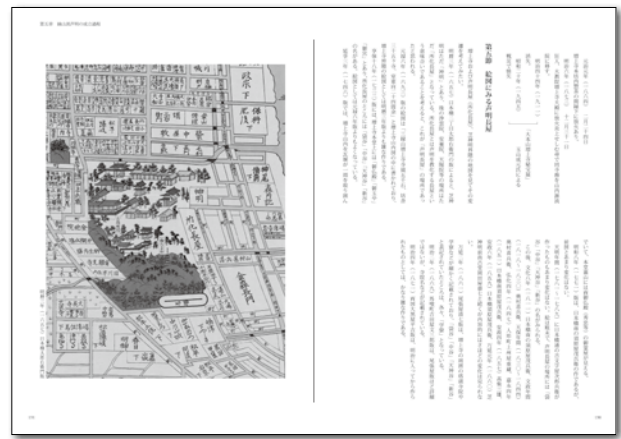
- 第一節 天台声明の形態と魚山の声明
 - 第一項 天台声明の形態
 - 第二項 天台宗魚山の声明
 - 第三項 天台宗大原流声明家系図

- 第二節 知恩院の御忌と多紀道忍上人
- 第一項 知恩院の御忌
- 第二項 御忌唱導師
- 第三項 御忌定式
- 第四項 奉修期日の変遷
 - (一) 御忌法要規則
 - (二) 御忌法要差定
 - (三) 総本山御忌大法会規定
- 第五項 大遠忌と勅会
 - (一) 法然上人の大師号と加諡
 - (二) 御忌法要の種々相
- 第六項 鎮西、記主、勢観三上人御遠忌法要と声明本
- 第七項 鎮西、記主、勢観三上人御遠忌報恩大法要差定
- 第八項 多紀道忍蔵『浄土法事讃式場図三枚』について
- 第九項 知恩院と多紀道忍上人
- 第三節 知恩院と穴戸栄雄上人
- 第一項 穴戸寿栄上人と板倉貫瑞上人の業績
- 第二項 『浄土宗声明集』について
- 第四節 穴戸栄雄上人の回旋譜
- 第五節 声明愛好会と穴戸栄雄上人
- 第六節 中山玄雄著『天台常用声明』について
- 第七節 法然上人八百年大遠忌法要次第（差定略）



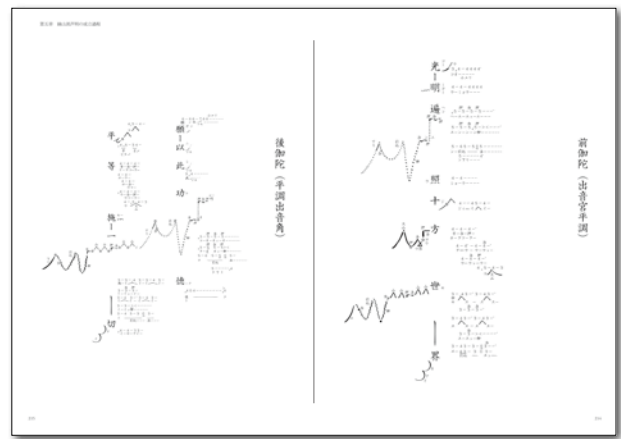
第四章 鎌倉流声明の伝承

- 第一節 鳥取大山寺の引声阿弥陀経
- 第二節 十夜法要と引声阿弥陀経
- 第三節 観譽祐崇上人と清林寺
- 第四節 引声阿弥陀経の諸本
 - 第一項 駒込願行寺引声阿弥陀経
 - 第二項 漢音引声阿弥陀経の諸本
- 第五節 真如堂より伝承の鎌倉流
- 第六節 日比谷公会堂での公演
- 第七節 鎌倉流伝承者吉水大信上人と
青年法式学会代表の対談録
- 第八節 引声阿弥陀経の録音について
- 第九節 国立劇場における公演
- 第十節 大河内義雄上人の覚書（その一）



第五章 縁山流声明の成立過程

- 第一節 浄土宗法度と家康、秀忠、家光の宗論政策
- 第二節 激増する寺院の起立
- 第三節 増上寺声明長屋と尊光法親王
- 第四節 増上寺及び山内に見まわれた火災と縁山声明
- 第五節 絵図にみる声明長屋
- 第六節 尊超法親王の関東御修学
- 第七節 縁山志にみる声明衆
 - 第一項 増上寺声明家系譜
 - 第二項 増上寺坊中院声明師系譜
- 第八節 増上寺の御忌会
- 第九節 縁山流声明本の変遷と奥書
- 第十節 声明の妙技と天成の声
 - 第一項 「天成の声」と「声のゆらぎ」論
 - 第二項 津田徳翁上人
- 第十一節 多紀道忍上人と吉田恒三先生
- 第十二節 寺社奉行の役割と増上寺
- 第十三節 徳川家の政権交代と明治仏教



- 第十四節 縁山声明中興の祖千葉満定上人
- 第十五節 大正、昭和期の声明
- 第一項 大正デモクラシーと昭和期
- 第二項 堀井慶雅上人
- 第三項 千葉寛定上人の墨譜分解図
- 第十六節 第二次世界大戦後の声明
——国立劇場第二十回声明公演
- 第十七節 大木惇夫先生訳、
平井澄子先生作曲の『和訳六時礼讃』について
- 第一項 大河内義雄上人の覚書（その二）
- 第二項 椎尾辨匡法主と大木惇夫先生
- 第十八節 浄土宗祖法然上人七百五十年御忌会等について
- 第一項 法然上人七百五十年御忌（昭和三十六年）
- 第二項 法然上人開宗八百年（昭和四十九年）
- 第三項 善導大師千三百年遠忌（昭和五十五年）
- 第四項 法然上人御降誕八百五十年慶讃会（昭和五十七年）
- 第五項 法然上人八百年御忌（平成二十三年）
- 第十九節 津軽伝承「名越流声明」と浄土宗名越派
- 第二十節 仏教讃歌と詠唱講の台頭
- 第二十一節 「清林寺さんの会」における声明公演
- 第二十二節 光長寺法然上人八百年御遠忌法要差定と表白文
- 第二十三節 浄土宗の法階を取得するには
- 第二十四節 縁山流声明の研究成果
- 第二十五節 むすび

あとがき

【資料編】

はじめに

礼讃表説明

礼讃一覧表

第一章 総本山知恩院（祖山流）声明関係資料

第一項 聲明本展観目録

解題

第二項 『往生礼讃偈』（京都大学本）建長三年（一二五一）

解題

第三項 『往生礼讃偈』（大谷大学本）零本

解題

第四項 『六時礼讃』（檀王法林寺本）

解題

第五項 『礼讃』（西本願寺）応永八年（一四〇一）

第六項 『往生礼讃偈』（大谷大学本）江戸時代

第七項 『勅会御式略図』弘前図書館蔵

解題

第八項 『三上人遠忌法要声明』

第九項 『浄土法事讃式場図』

第十項 『鎮西記主勢観三上人遠忌報恩大法要舞楽目録』

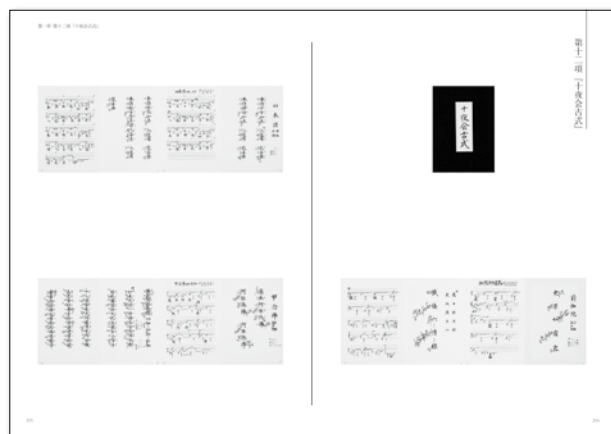
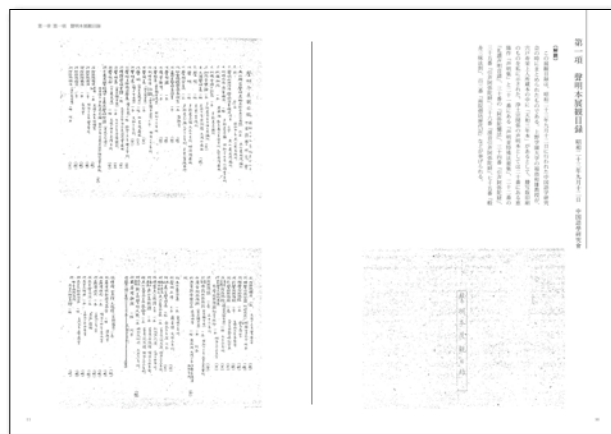
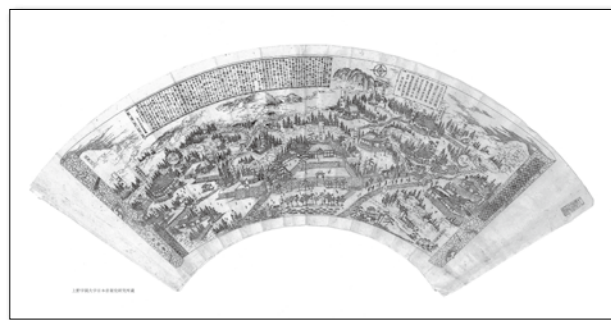
第十一项 『宗祖法然上人御降誕八百五十年慶讃会法要差定』昭和五十七年（一九八二）

第十二項 『十夜会古式』平成十五年（二〇〇三）

第十三項 『浄土宗声明集』昭和六十二年（一九八七）三月発行

第十四項 天台宗魚山『引声作法』深達蔵版

解題



第十五項天台宗魚山『引声作法』

天保十三年（一八四二）明倫写本

第十六項天台宗魚山『引声作法』文久二年（一八六二）澄融写本

第十七項天台宗魚山『引声』

解題

第十八項『十夜法要声明』平成二十四年（二〇一二）十一月

解題

第二章 大本山光明寺（鎌倉流）声明関係資料

第一項『引声阿弥陀経』享保十年（一七二五）該版奥書

第二項『引声阿弥陀経』（本郷願行寺本）文化六年（一八〇九）

解題

第三項『阿弥陀経』（西大寺本）室町時代

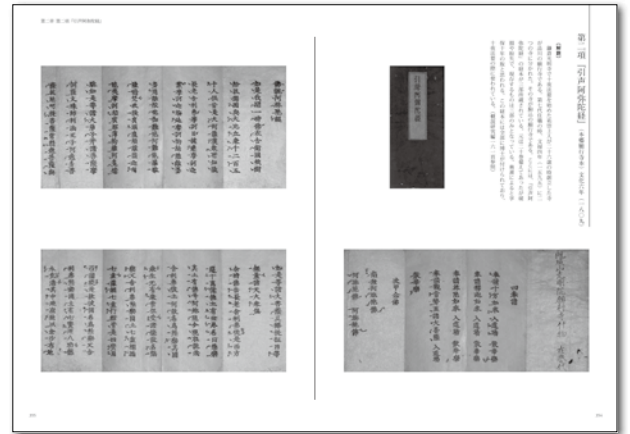
解題

第四項『阿弥陀経』（西大寺本）江戸時代

第五項『大本山光明寺十夜法要』昭和四十四年（一九六九）九月

解題

第六項『大本山光明寺十夜法要式』昭和五十七年（一九八二）五月



第三章 大本山増上寺（縁山流）声明関係資料

第一項『声明施餓鬼諸真言諸回向』

天和三年版（一六八三）叡山文庫所蔵本

解題

第二、三、四項『声明施餓鬼諸真言諸回向』

天和三年版（一六八三）

上野学園大学所蔵本二種、弘前図書館所蔵本

第五項『浄土諸回向宝鑑』（一六九八）

解題

第六項『蓮門課誦』（一六八一）

第七項『浄業課誦』（一七三四）初版（一六八一）

解題

第八項『浄業課誦附録』（一七三四）

解題

第九項『阿弥陀懺法』大信寺所蔵

解題

第十項『浄土苾芻寶庫』

上卷〔明治三十六年（一九〇三）六月発行〕

下卷〔明治三十五年（一九〇二）十一月発行〕

解題

第十一项『浄土宗法要集併声明譜付』上、下巻

明治四十三年（一九一〇）十月発行（初版）

第十二項『浄土宗法要集併声明譜付』上、下巻

大正三年（一九一四）六月十五日訂正三版発行

第十三項『漢音引声阿弥陀経譜付』

大正五年（一九一六）五月発行

第十四項『礼讃声明音譜』大正十三年（一九二四）九月発行

解題

第十五項『浄土宗礼讃声明集』昭和十五年（一九四〇）六月発行

解題

第十六項『声明並特殊法要集』

昭和十六年（一九四一）十月十五日発行

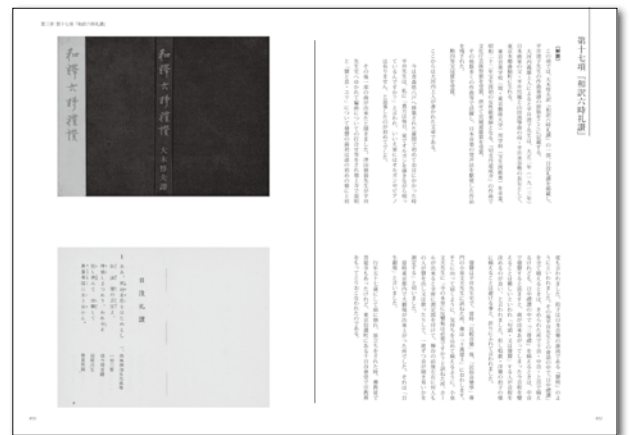
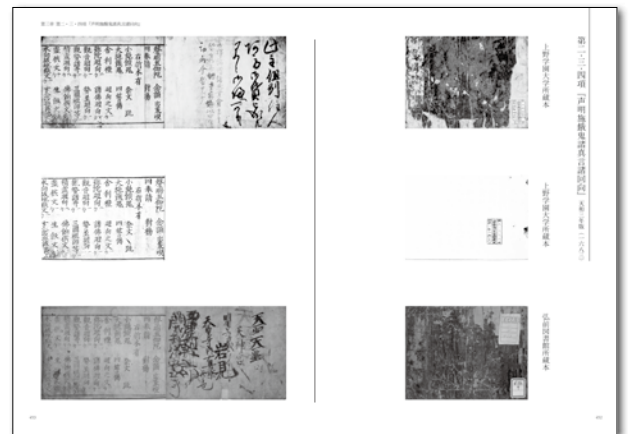
解題

第十七項『和訳六時礼讃』

解題

第十八項 浄土宗声明関係書籍資料目録

あとがき



て五明の一つである。支那（中国）では偏に梵唄という。本朝（日本）では遠く印土の名をとる」とある。一方、鎌倉期の大学匠東大寺凝然による『声明源流記』では、「日本の声明は印度五明の随一としての意味とは異なるが、音韻を精しく理解することは彼の印度の声明に似る」とする記述が見られる。両者には解釈の差が見られるが、声明の源流を考えるとき、梵曲を声明と称してもまったく不相応でないことがわかる。

第二節 中国の声明

『元亨釈書』卷二十九音芸志に中国の声明は曹陳王により端を発するところのように、魏の文帝黃武四年（二二五）、声明音楽として梵唄を製作整理したのは、武帝の第四子・陳思王曹植であった。文学の天才であった曹植が山東省泰安県にある魚山に遊んだとき、空中に梵天の響を聞いて梵唄を作ったとされる（『法苑珠林』卷三十六、『仏祖統紀』第三十五、『魏志』卷十九、『弘明集』卷五、『釈氏要覽』上、『梁高僧伝』卷十三より）。このように中国での声明は、陳思王曹植が梵唄形式の端を開き、その後、多くの声明研究家が種々改良を加え、隋を経て唐の時代に開花を見るに至るのである。

唐代以前には康僧会が梵唄を伝えた当人として有名であり、帛法橋は「晝夜諷誦して哀婉神に通じ、年九十に至りしも声はなお変らず」と『高僧伝』経師篇で伝えている。経師①篇にはその他、支曇鸞（晋）、康法平（宋）、僧旣（宋）、道慧（宋）、智宗（宗）、曇遷（齊）、曇智（齊）、僧（齊）、曇憑（鼻）、慧忍（齊）らの経師と呼ばれる法儀家が名を連ねている。

その後、智昇が『集諸経礼讚儀』を撰述し、法照は五会念仏を勧め、

善無畏は密教儀式を示すなど、唐代（六一八〜九〇七）には国家の支持もあつて声明が一時隆盛となった。だが、武宗の会昌五年（八四五）の弾圧以降振わなくなった。

第三節 日本当初の声明

奈良時代になって遣唐使の派遣と唐僧の来朝にともない、法会儀式も次第に整備されていった。養老四年（七二〇）には唐僧道栄の音曲に基づいて『転経唱礼』②を正す詔勅が出されている（『続日本記』）。天平八年（七三六）道璿が菩提仙那とともに来朝し、天平勝宝四年（七五二）の東大寺大仏開眼供養の際には呪願師となっている。東大寺大仏開眼供養には梵音二百人、錫杖二百人、唄十人、散華十人、また天平勝宝六年（七五四）の戒壇院供養には梵音三十二人、錫杖三十二人が参加したとあり（『東大寺要録』）、すでに梵音、錫杖、散華、唄といった四箇法要が厳修されていたことが明らかとなっている。

平安時代になると、最澄や空海が入唐して、それぞれ天台、真言の二宗を興し、その教義とともに法儀を伝えたが、当時はなお南都諸宗と天台真言の二宗の声明には多くの隔たりは見られなかった。そのことは以下の史実からも窺われる。

延暦十三年（七九四）九月、延暦寺供養会にて、東大寺、法隆寺、元興寺、大安寺の諸師が比叡山の職衆とともに四箇を唄い、天長元年（八二四）九月の大講堂供養では西大寺や薬師寺の式衆と比叡山の式衆がともに修行している。

承和元年（八三四）三月、西塔院供養にて、空海が六弟子を従え、東大寺安恵とともに比叡山の式衆と四箇法要を厳修。

凝然の『声明源流記』にも四箇法要は古来通行の規式であると記さ

声明とはインドから中国を経て日本に伝承された仏教古典音楽であって、「南無阿弥陀仏」という名号や経文の一節に曲節をつけて唱える偈頌をいう。偈頌とは偈ともいい、梵語では gāthā 頌と訳され、経・

論等のなかに詩の形で仏徳を讃嘆し、教理を述べたものをいう。インドの詩型では梵讚、中国の詩型では漢讚があり、日本の和讚等も声明を意味する。このように声明は仏教儀式のときに唱える音楽のことである。この音楽家のことを声明師、あるいは唄師といい、音楽家たちの集団を声明衆と呼んでいる。

私たち「声明愛好会」が所属する縁山流を例にとると、芝増上寺の山号である三縁山を略して「縁山」と呼び、その流れを汲む声明のことを「縁山流」としている。増上寺は徳川家の菩提寺として江戸時代に隆盛を極め浄土宗の大本山となった。それにもない縁山流声明も盛んになった。その後、徳川家の政権交代および明治の廃仏により声明も衰微したが、まもなく増上寺山内安養院住職・千葉満定上人（以下敬称略）らの努力が実を結び、法然上人七百年大遠忌（明治四十四年）を機として復興が図られ、声明の研究錬磨も再び盛んとなっていった。

しかし、第二次大戦後の空白時代になると伝承者の唄う機会が少なくなり、世の中のスピード化とともに法要形態も簡略化されていく。声明がまったく唄われなくなったり前半の部分だけが唄われるようになり、忘却部分が多くなっていた。

近年になって再び声明の復興が叫ばれ、日本の音楽の歴史において仏教音楽から他の音楽が派生していく経緯が、黛敏郎氏らの音楽家たちの注目するところとなった。国立劇場での天台、真言、浄土等の声明の公演が実現し、日比谷公会堂において浄土宗の声明が発表されるようになった。もつとも、多くの若手が台頭してきたとはいえ、膨大な曲目を一人で唄える伝承者はわずかで、若手の人たちのなお一層の

努力が叫ばれている。

第一節 声明の語源とその変遷

声明という語は梵語 *śabda-vidyā* の漢訳で、インドでは古代婆羅門教徒が一般教養として習得しなければならない五明の一つをいう。五明とはインドの学問を五種に分類したもので、声明（言語、音韻、文字を明らかにする学問）、工巧明（諸種の工芸、技術、曆数に関する学問）、医方明（医学、薬学等、医術を明らかにする学問）、因明（正邪を考究して真偽を明らかにする学問、いわばインド論理学）、内明（仏教の真理、とくに自宗の義を明らかにする学問）の五つをいう。このことからわかるように声明とは、インドでは文字、音韻、語法等の学問のことを指す言葉だったのである。中国ではインドと異なった文化を有していたため五明の学習は行われなかったが、唐の時代に玄奘三蔵らが梵学を伝え、さらに密教の流伝によって梵字、悉曇の学が勃興したことからわかるように、声明の語はインド同様に言語の音韻学的性格のものとしてあったのも事実のようである。円仁の『入唐求法巡礼行記』には、中国にも梵唄や梵と呼ばれる音声があったことが記されている。

これら「梵唄」および「声明」の語が日本に伝来し、のちに「声明」が「梵唄」だけでなく仏教音楽の歌詠として広く用いられるようになったのは平安期のことである。最澄、空海が入唐して悉曇の法を伝え、東寺においてその学習が行われた時期もあったが、その後は梵字の書写や梵讚等の読誦が目的となり、また古くより梵讚等の諷唱歌詠の法が伝えられてもいた。こうした経緯から「声明」の名称はついには本来の意義を離れて、「梵唄」と同義に用いられるようになったのである。実際、虎関師鍊の『元亨釈書』第二十九音芸志には「声明とは印土の名であつ



資料編 P260-261

四奉請神曲

甲念佛神曲

資料編 P338-339